

第Ⅳ部

平成29年度に
講じようとする施策

観光資源の魅力を極め、
「地方創生」の礎に

第1節 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

1 我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

公的施設の公開の拡大に伴う、維持管理費用の増大への対応と、更なるサービス水準の向上を図るため、料金水準のあり方について、引き続き、有識者の意見を踏まえて検討する。

(1) 赤坂迎賓館(東京都港区)

2016年度(平成28年度)に引き続き、迎賓館赤坂離宮を接遇等に支障のない限り一般公開を通年で実施する。一般公開の実施に当たっては、本館・主庭・前庭・和風別館の公開、多言語音声端末等による多言語対応を実施するとともに、団体枠の効率的な設定について、旅行会社等と意見交換を実施する。また、同年度に実施した一般公開、夜間公開を踏まえ、和風別館の予約枠の拡充、季節等に応じた夜間公開を実施する。

赤坂迎賓館前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ及び休憩機能、トイレ等を有する施設を整備するため、2017年度(平成29年度)に設計業務に着手する。

ユニークベニューとして活用する「特別開館」について、実施に係るスキームの整理・検討を行い、ユーザーにわかりやすい情報提供に努めつつ、2016年度(平成28年度)に引き続き実施事例の積み重ねを行う。

(2) 京都迎賓館(京都府京都市)

2016年度(平成28年度)に引き続き、京都迎賓館の一般公開を接遇等に支障のない限り通年で実施する。一般公開の実施に当たっては、多くの観光客が集まる時期は自由参観方式とし、その他の時期については、係員が館内を案内するガイドツアー方式での公開を実施するとともに、団体枠の効率的な設定について、旅行会社等と意見交換を実施する。また、同年度に実施した一般公開、外国人向けガイドツアーの結果等を踏まえ、京都迎賓館の更なる魅力向上策の検討を行うとともに、2017年度(平成29年度)に実施するゴールデンウィークの夜間公開を踏まえ、季節等に応じた夜間公開を実施する。

京都迎賓館の魅力向上に資する取組として、京都迎賓館の特色を踏まえつつ、AR等の新技術を活用したスマートフォンアプリの開発を検討するとともに、伝統工芸技術の展示施設や迎賓館ゆかりの各工房と連携した体験ツアーの実施を検討する。

赤坂と同様に「特別開館」の実施に係るスキームの整理・検討を行い、ユーザーにわかりやすい情報提供に努めつつ、試行を開始する。

(3) その他の公的施設

a) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸執務に支障のない範囲で毎月2日間(土曜日・日曜日)実施する。特に夏休み期間中の8月は、

土曜日・日曜日を含む9日間実施する。

b) 皇居(東京都千代田区)

引き続き、土曜日の参観を実施し、事前予約のほか当日受付も受け付ける。一回あたりの参観定員は引き続き500人とする。また、2017年(平成29年)5月から運用を開始した日本語・英語・仏語・中国語・韓国語・西語の音声ガイダンスを周知・活用する。なお、施設整備のため、月曜日については休園とする。

乾通りの一般公開の開催期間について、春季・秋季のそれぞれ7日間で実施する。

c) 皇居東御苑(東京都千代田区)

引き続き、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施する。また、三の丸尚蔵館の増築、江戸城模型の設置を順次実施する。また、2017年(平成29年)5月から運用を開始した日本語・英語・仏語・中国語・韓国語・西語の音声ガイダンスを周知・活用する等、引き続きガイダンス機能の強化、広報の充実等を行う。

d) 京都御所(京都府京都市)

引き続き、土曜日・日曜日を含め通年で、入園者数制限のない一般公開を実施する。事前予約は不要とするとともに、希望者には、英語・中国語のガイド案内を実施する。なお、園内整備のため月曜日は休園とする。また、2017年(平成29年)5月から運用を開始した日本語・英語・仏語・中国語・韓国語・西語の音声ガイダンスを周知・活用する。

文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しながら、京都御所紫宸殿廻り回廊整備を行う(2018年度(平成30年)まで)。

e) 仙洞御所・桂離宮・修学院離宮(京都府京都市)

引き続き、土曜日・日曜日についても、参観を実施し、当日受付も実施する。なお、いずれの施設についても、園内整備のため月曜日は休園とする。

桂離宮については、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充(6回から24回、210人から480人)するとともに、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施するほか、VRやARの活用を新たに検討する。

f) 御料牧場(栃木県塩谷郡高根沢町)

2016年度(平成28年度)に行った2回の試行を踏まえ、年4回程度へ拡充し、地元外からの見学会を実施する。

g) 埼玉鴨場・新浜鴨場(埼玉県越谷市・千葉県市川市)

2016年度(平成28年度)の試行を踏まえ、展示物の充実等、見学会の充実を図り、引き続き年10回程度の地元外からの見学会を実施する。

h) 信任状捧呈に係る馬車列

引き続き、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の一週間前までに行うことを原則とし、手続き上可能な場合には一週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、広報時期を更に前倒す(ただし、国会会期中を除く。)とともに、宮内庁及び日本政府観光局(JNTO)

ウェブサイトに加え広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化する。

i) 造幣局本局 (大阪府大阪市)

2016年(平成28年)9月から、貨幣工場の見学については、当日受付・事前予約制の併用を実施し、また同年10月からは、造幣博物館について、年末年始や展示品入替日等を除き、原則として休日開館を実施しており、これらについて引き続き実施するとともに、手話や筆談による展示物の説明が可能である旨の館内掲示を新たに設置し、国民への情報発信の充実を図る。

j) 首都圏外郭放水路 (埼玉県春日部市)

2016年(平成28年)6月から試行した見学機会の拡充について、2017年(平成29年)4月以降、段階的に回数・定員をさらに拡充し本格実施する。具体的には、試行では毎月1回土曜日としていた個人見学会を毎月2回土曜日に拡充し、さらに、同年10月以降、試行では一日当たり3回の個人見学のうち1回のみ定員を25人から50人に増加していたものを、土曜日見学会については3回全ての回で50人に増加する。

k) 大本営地下壕跡 (東京都新宿区)

大本営地下壕跡を市ヶ谷ツアーの見学経路に組み込むため、2017年度(平成29年度)は、地下壕跡の整備・改修のために必要な設計を行う。

l) 日本銀行 (東京都中央区)

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年(平成28年)6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語・英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。今後はこれらの施策を継続し、その定着を図る。

2 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

ダム、長大橋、歴史的な砂防設備、下水道等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進し、2016年(平成28年)4月には5件だった民間主催ツアーが2017年(平成29年)4月には21件にまで増加した。2017年度(平成29年度)も土木施設を観光資源と捉える機運を醸成するよう、ウェブサイトやパネル作成等により情報を発信し、地域が主体となった民間ツアーの増進に向けて、働きかけていく。

3 公的施設の公開・開放についての情報発信

日本政府観光局(JNTO)において、関係府省庁とも連携し、公開・開放されている公的施設についての情報を海外へ強力に発信する。

第2節 文化財の観光資源としての開花

1 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定

2016年(平成28年)4月に策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を踏まえ、日本遺産や歴史文化基本構想をはじめとする文化財等の観光資源としての魅力向上に向けた取組を1,000事業程度実施し、文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備する。優良な取組

を実施する観光拠点形成の事例のモデルを創出するため、4地域において、文化財の周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援するとともに、わかりやすい多言語解説等の取組を進める。

(1) 支援制度の見直し

a) 文化財活用事業の支援に係る指標への観光客数等の追加

我が国の歴史・文化を体現する文化財について、文化財を観光に活用する事業の支援を推進するため、2017年度(平成29年度)「文化遺産総合活用推進事業」において、地方公共団体が策定する事業計画の評価指標に新たに観光客数等を用いる。

b) 地域の文化財の一体的整備・支援

地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である「歴史文化基本構想」の地方公共団体による策定・改訂を支援し、観光拠点の形成も見据え、引き続き、策定地方公共団体の増加を目指すとともに、歴史文化基本構想を策定した市町村等が実施する情報発信等の取組について支援する。

また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで表現する日本遺産について、2020年(平成32年)までに100件程度認定する(2017年(平成29年)5月時点で54件を認定)。

さらに、日本遺産に対する民間企業・関係省庁の支援体制の構築、認定地域へのフォロー体制の強化による自走の促進、PDCAサイクルによるメリハリをつけた事業の促進等の改善を進めることで、日本遺産による地域の活性化・観光振興を更に促進する。

c) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財建造物・美術工芸品、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理等を実施する。また、修理の実施にあたっては、補助事業者等に対し、契約手続きに関する通知を行うとともに、契約・施工管理をチェックする仕組みを創設することで、適正性や透明性を確保し工事の質を担保する。さらに、文化庁ウェブサイト及び日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトに文化財修理の特設ページを設けることで、修理による文化財の魅力向上等の成果を広く情報発信する。

d) 観光資源としての価値を高める美装化への支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの間、文化財建造物の美装化を重点的に図る事業を実施する。2017年度(平成29年度)は重要文化財建造物とともに、新たに登録有形文化財建造物に対して、美装化を図る支援を開始する。また、重要伝統的建造物群保存地区においては観光潜在力の高い地域に対し、宿泊やユニークベンチャー等の観光目的での利活用に資する文化財の整備に支援を行う。あわせて、バリアフリー化を進める施設・設備の充実等を支援するとともに、優れた整備事例集を作成・公表する。

e) 修理現場の公開(修理観光)や修理の機会をとらえた解説整備への支援

国宝・重要文化財建造物・美術工芸品、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図る。また、建造物については修理現場の公開、修理の

機会をとらえた解説設備の充実を図る。

(2) 観光コンテンツとしての質向上

a) わかりやすい解説の充実、解説の多言語化

美術館・博物館等の文化施設において、展示解説や館内案内版における外国語表示、ICTを活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を行い、多言語化対応を進めるとともに、外国人目線での英語解説のあり方について検討の上とりまとめた「文化財の英語解説のあり方について」を踏まえ、ネイティブの専門人材と連携し、訪日外国人旅行者等に向けたわかりやすい解説の作成や情報発信を促進するとともに、情報の多言語化を図るためのモデル事業を支援する。

b) 文化財の宿泊施設やユニークメニュー等への観光活用の促進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節1(1)d

c) 学芸員や文化財保護担当者等に対する講座の新設及び質の高いヘリテージ・マネージャー等の養成・配置

学芸員・文化財保護担当者等を対象とする、文化財を活用した観光振興に関する講座を実施する。また、文部科学省委託事業「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・事業」においても、観光振興に関する学芸員等の研修プログラムを実施する。

2017年(平成29年)3月に新たに実施した「文化財を中核とした観光拠点形成に向けたオンライン講座」におけるアンケート結果等を踏まえ、文化遺産と社会をつなぐ資質の高い人材を新たに「文化遺産コミュニケーター」(仮称)と位置付ける仕組みを創設し、人材育成に取り組む。

d) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

2016年度(平成28年度)に試行的に構築した「文化情報プラットフォーム」を関係省庁や地方公共団体、文化団体等との連携により運用し、全国各地で実施される文化プログラム等の情報を集約するとともに、その情報を国内外へ発信する取組を強化する。

また、VR技術を利用した文化財の公開・活用を通じて文化財の魅力をより強化して発信するために、2017年度(平成29年度)は先進事例の調査や活用のためのガイドラインを作成し、VR作品の制作を促進する。

加えて、独立行政法人日本芸術文化振興会において外国人のための歌舞伎や能等の鑑賞教室を開催し、外国人向けの体験プログラムや多言語ガイドの実施、字幕等の整備を通じ、訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会を充実させる。

e) 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるとともに観光拠点化を推進するため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを踏まえた開館時間の延長を更に促進(国立美術館・博物館は一部を除き、7月～9月は毎週金土21時まで開館するとともに、上野にある東京国立博物館、国立西洋美術館、国立科学博物館の国立館はゴールデンウィーク中も21時まで開館)する。

ミュージアムツアー等のプログラムの企画・実施の推進や、国の文化財公開・活用に係るセンター機能の整備により、国内外の人々が文化財にふれる機会を拡大する。

f) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

【再掲】第Ⅳ部第Ⅰ章第Ⅱ節Ⅰ(2)d

2 文化庁の京都への移転

文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用等、文化行政上の新たな政策ニーズ等へ対応するため、先行移転の取組として、2017年(平成29年)4月の京都における「地域文化創生本部」の設置等を通じ、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転する。

(1) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

2017年(平成29年)4月の京都における「地域文化創生本部」の設置を通じ、地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生、経済活性化及び人材育成等、また文化財等を生かした広域文化観光及びまちづくりの推進やこれらに関するモデル開発等を行うことで、地方創生等に向けた対応を強化する。

(2) 我が国の文化の国際発信力の向上

「地域文化創生本部」において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するための、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。

国内において創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な地域からの参加等により、大きな集客効果や経済効果を見込むことができる、国際的に大きな影響力を有する芸術祭を活用し、各地の魅力づくりに繋げる。また、国外の国際的な芸術祭への参加を支援することで、日本文化の魅力を国内外に発信する。

3 世界文化遺産の観光への活用

2015年度(平成27年度)からスタートした「世界文化遺産活性化事業」により、多言語による情報発信、ガイダンス機能の強化等に資する取組を積極的に支援し、世界文化遺産の所在する地域の活性化・誘客を図る。

4 観光地域魅力創造の推進

地域の旅行消費額の向上に寄与するため、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域の文化財を活用した着地型旅行商品の造成や、モニターツアーの実施等による観光地域づくりの取組を支援する。

5 文化芸術資源を活用した地域活性化

全国各地のユニークベニューを活用した公演会・展示会の実施等、地域の劇場や産学官等様々な主体が連携し実施する文化芸術活動を支援することで、地域活性化に寄与するとともに、これらの文化芸術活動を担う人材を大学等を活用して育成する。

第3節 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

(1) 国立公園の受入環境の整備及び情報発信の強化

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園を外国人や障害者、高齢者等、あらゆる人にとって快適な場所とし、利用を促進するため、ICTを活用した訪日外国人旅行者向けの情報発信や障害者、高齢者に対するアクセス情報、施設情報等の充実等により受入環境を整備する。2017年度(平成29年度)からは、外国人のニーズに沿った、国立公園での滞在やアクティビティに関する情報の充実を図る。また、2017年(平成29年)4月に5つの国立公園で設置された国立公園管理事務所に「自然公園法」の許認可権限を移すことで手続きの迅速化を図るとともに、管理事務所毎に、国立公園の利用の促進やプロモーションを行う民間出身の担当者を新たに採用する等、体制を強化する。

(2) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するための広報強化を行うとともに、インバウンド対応等多様なガイド技術を有する優れた人材の養成、優れた自然景観やジオパーク、温泉等の自然資源を活用した魅力あるプログラム開発等、地域における自然観光資源の魅力向上や多様な利用を図るためのエコツーリズム推進等の取組に対し支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域数を増やす。

(3) 統一性のある情報提供等の推進・誘導案内等の多言語化の推進

2020年(平成32年)までに全ての国立公園において、デザイン等の統一性を図った多言語標識等による切れ間のない誘導案内や、早急な対応が必要な自然災害等に係る情報提供の多言語化を進めるとともに、ユニバーサルデザインに対応したトイレ等の整備や公園施設の長寿命化対策の強化を図り、安定したサービスを提供する。これらの取組については、交付金により地方公共団体を支援するとともに、民間事業者に対しても統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を促すため、各国立公園の管理運営計画及び「自然公園公共標識の標準表示例2015年版」等の活用を図る。

2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」として、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園ごとに国立公園を中心とした広域観光も視野に入れたマスタープランとして策定された「ステップアッププログラム2020」に基づき、公募等により民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、国立公園に外国人を呼び込むための以下の取組を実施する。また2020年(平成32年)までに1,000万人の目標に向け、選定した8公園で得られた知見を他の公園にも展開するとともに、利用者数だけでなく消費額等の「質」に着目した指標を開発し、ステップアッププログラムのPDCAを回していく。

(1) 自然満喫メニューの充実・支援

「ステップアッププログラム2020」に基づき、自然や温泉を生かしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンター等の公共施設への民間ツアーデスクやカフェの設置、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間とも連携しつつ実施する。

(2) 上質感のある滞在環境の創出

「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、エリア内の景観デザインの統一等の景観改善、電線の地中化等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間とも連携しつつ実施する。

(3) 海外への情報発信強化

関係省庁や民間企業との連携協力の下、ウェブサイト、SNS等様々な媒体やチャンネル、関係省庁が連携して作成した国立公園のプロモーション動画等の素材を活用し、日本の国立公園の魅力を海外に向け、戦略的に発信する。

(4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組の強化を図るとともに、8公園の個々の事例やノウハウを他の公園に情報提供する等して横展開する。特に、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組ができるよう、広域観光周遊ルート形成促進事業等の国立公園内外にわたる取組との連携を強化する。

3 観光地魅力創造の推進

地域の旅行消費額の向上に寄与するため、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、国立公園や関連した文化財、食文化、農業体験等を活用し、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを生かした観光地域づくりの取組を支援する。

第4節 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

1 景観計画の策定促進及び無電柱化の推進

(1) 景観計画の策定促進

主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。

(2) 景観形成を促進するモデル地区の選定

景観まちづくり刷新支援事業等を活用し、景観まちづくり刷新モデル地区へ重点支援することで、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

(3) 無電柱化の推進

観光地の魅力向上、歴史的街並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、2016年(平成28年)12月に成立・施行した「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第102号)に基づく無電柱化推進計画を策定するとともに、PFI手法の活用や低コスト手法の導入に向けた取組により「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)(歴史まちづくり法)の重点区域等で無電柱化を推進する。

2 国営公園の魅力的な景観等の活用

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや発券機の多言語化等

の環境整備、周辺の観光資源と連携した外国人ガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。

3 美しい自然・景観等の観光への活用

(1) 森林景観の活用

国有林野の「レクリエーションの森」のうち、観光資源としての活用の推進が期待される箇所をモデル箇所として選定し、訪日外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信や重点的な環境整備を実施する。

(2) 日本風景街道の取組等の推進

「日本風景街道」の取組の推進等を通じ、地域と道路管理者等が連携した多様な活動や道路景観を美しくする取組を進めるとともに、道路空間の使い方を工夫することにより、景観の美しい、快適なドライブ環境を創出する。

(3) 超小型モビリティの活用

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、「超小型モビリティ」の導入を促進するとともに、有識者・関係省庁等が連携し、普及に向けた課題を検証し、具体的な取組等を検討する。

(4) 離島・半島地域の観光振興

離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では自然・歴史・文化、産業等の地域資源を総動員して様々な体験や学習をプログラム化し、地域住民との交流を通じて離島の魅力を感じてもらい滞在交流型の観光を促進するため、観光地域づくりのマネジメントを行う市町村・観光協会・農林水産団体・NPO等からなる推進主体の立ち上げを支援する。

(5) 沖縄観光の強化

沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランとして2017年(平成29年)5月に策定した「沖縄観光ステップアップ戦略2017」に基づき、各種取組を推進する。また、沖縄の美しい自然や文化を生かし、外国人観光客受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

(6) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。特に、奄美群島においては、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を見据えて、歴史的・文化的つながりが強い沖縄県との連携を強化し、交流を活性化するため、交通アクセスの改善を図る。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、新おがさわら丸の就航による集客強化のための調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

(7) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ・川床の設置等、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空

間の形成を推進する。

(8)「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」による雇用の創出・拡大

特定有人国境離島地域にて、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような地域の魅力の掘り起し・旅行商品化や現地観光サービスの担い手の育成等の滞在型観光の促進に係る取組を「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により支援し、観光業での雇用の創出・拡大を促進する。

第5節 滞在型農山漁村の確立・形成

1 美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうための取組

(1)「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の選定

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定し、全国に発信することで、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。2017年度(平成29年度)、第4回となる選定プロセスを実施し、約20地域を選定する。

(2)「農泊」の推進

農山漁村において、持続可能なビジネスとして「農泊」に取り組む地域を2020年(平成32年)までに500地域創出することに向け、関係各省が連携し、農泊の推進に意欲ある地域を対象に、現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラムの開発、古民家の改修等、地域資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げに対して支援を実施する。また、訪日外国人旅行者を含めた観光客を農山漁村地域に呼び込むため、「農泊」の魅力の情報発信等を行う。

(3)「Savor Japan」の認定

農泊に取り組む地域の中で、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人旅行者を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を海外に対し、「Savor Japan」として強力かつ一体的に発信する。

2 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

国・地域別に、動植物検疫上、持ち出しが可能となっている品目の周知を行うため、パンフレットの作成・配布を行う。

主要空港に加え、中部国際空港の旅客ターミナルに輸出検疫カウンターを設置して、円滑に輸出検査を行う体制を構築する。

訪日外国人旅行者が直売所や「道の駅」等で購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港等で受け取れるよう、検疫の受検方法・体制の検討を行い、構築された「検疫受検円滑化モデル」の普及・啓発に取り組む。

3 インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

訪日外国人旅行者が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人旅行者に対する観光庁等による各種調査結果の情報を集約し、海外でのプロモーション、商談会、インスタショップの品揃え等に活用する。

4 農業遺産の観光への活用

農村地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上を図るため、世界農業遺産及び日本農業遺産の認定の拡大に向けた取組及び認定地域の情報発信を積極的に行う。

5 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、ジビエの安全性の確保、良質なジビエの供給に取り組むとともに、ジビエを取り入れた食の魅力や地域観光資源としての活用に向けた普及啓発を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造りが進むよう官民で連携して取り組む。

第6節 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に2020年(平成32年)までに全国200地域で展開する。これに向け、官民一体の「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、料理人等の人材の育成や地方への流動促進に取り組むとともに、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地方公共団体、日本版DMO候補法人等に対する本取組の周知徹底や意欲ある地域への支援を進めるほか、SNS等オンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。あわせて、地域の相談・要望を踏まえ、関連する規制・制度の改善を進める。

不動産証券化手法の活用による古民家等の再生を促進するため、「不動産特定共同事業法」の改正により小規模不動産特定共同事業制度の創設等を行うとともに、地方公共団体や地域金融機関等と連携し、地域の事業者に対する普及・啓発を進める。

第7節 新たな観光資源の開拓

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない、以下の新たな観光資源の開拓の取組を促進する。

1 外国人に対するイベント情報の提供と参加の円滑化

従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソン等の参加型コンテンツについて、外国人のニーズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化する。そのため、関係省庁、関係団体、関係企業等の協力を得て検討会を立ち上げる。

文化庁やスポーツ庁が主体となって国内外に発信する情報や、観光庁の支援する各テーマのイベント情報等について、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトを活用して海外に多言語で一元的に発信するとともに、旅行業界等に情報共有することで、旅行商品化を促進する。

2 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

【再掲】第IV部第1章第2節1(2)e

3 日本エンターテインメントの発信拠点の整備

2016年(平成28年)12月に民間企業12社と株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が組成した「クールジャパンパーク準備株式会社」を通じ、大阪市内に日本の伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く発信する劇場を整備する等、インバウンド消費拡大と日本コンテンツの効果的発信を実現する。

第8節 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

1 地方における消費税免税店数の増加

地方における消費税免税店数を2018年(平成30年)に2万店規模へ増加させる目標の達成に向けて、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。

2 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

関税、酒税、たばこ税、消費税の免税を受けることができる保税売店について、2017年度(平成29年度)、羽田空港・成田空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が新たに開業する等市中展開が進んでいるところ、今後も保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの更なる利用・設置の促進を図る。

3 商店街等に対する支援

商店街における免税手続カウンターの設置、免税処理の簡素化を図るパスポートリーダー等端末機器の設置、デジタルサイネージの設置、多言語対応、地域産品や伝統工芸品等を扱う販売所の整備、中心市街地における特産品販売、飲食店等の拠点整備や宿泊施設の設置等、地域経済において重要な役割を果たす商店街・中心市街地における訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る取組に対して支援を行う。商店街においては、モデル性の高い取組に対して優先して支援を行う。

4 ふるさと名物応援事業の推進

市区町村が旗振り役となり、地域の関係者と連携しながら、ふるさと名物を応援することを宣言するふるさと名物応援宣言を促進することで、積極的な情報発信によるふるさと名物の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた地域ブランドの育成・強化を図り、地域活性化につなげる。また、訪日外国人旅行者の地方への誘客を拡大するため、「ふるさと名物応援事業」を通じて、各地の魅力ある地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を支援する。

5 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

民間企業が自立化して実施している優れた地方産品を約500品目選定する「The Wonder 500」事業の実施に協力し、同事業事務局が海外パートナー企業等と連携して実施する海外イベントや有力バイヤーの招へい等(2017年度(平成29年度)2~3(累積6~7)の国・地域での展開)を通じて、日本の地域資源の海外への発信や訪日外国人旅行者の誘致につなげる。

日本貿易振興機構(JETRO)は、地域資源を活用した地元産品の輸出やインバウンド促進を目指す「地域貢献プロジェクト」で、日本政府観光局(JNTO)のメディア・旅行会社招へい事業と連携し、海外メディア等に対し地域の魅力ある産品及び観光資源を同時に発信し、観光誘致につなげる。

6 伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

伝統的工芸品の産地に訪日外国人旅行者等呼び込み、製造現場等の見学・体験を通じて魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の購買意欲をかき立てる。また、伝統的工芸品や地場産品の産地への海外有識者の招へい、広報強化を通じ、外国人目線での魅力発信等を行う（外国人受入可能な伝統的工芸品産地は2017年（平成29年）2月末現在で52箇所まで拡大）。

7 地域の消費に係る統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況や消費の動向を把握し施策に反映するべく、地域（都道府県レベル）の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を2018年（平成30年）1月より本格実施する。

8 北海道における観光消費の拡大

北海道における、訪日外国人旅行者向けの冷蔵・冷凍国際宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の利用拡大に向けて、みなとオアシスや「道の駅」等と連携して導入店舗の増加を図る。

9 ICTを活用したスマートシティの推進

ICTを活用したスマートシティの推進を通じて、旅行者の動態情報や購買情報等データの収集・分析とその利活用により、訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大や観光客の誘客等に貢献する。

10 消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進

国内の4つのタイプの観光地（山岳リゾート、海浜リゾート、温泉地、歴史的街区・集落）における、目指す観光地のビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランについて、モデル地域を選定のうえ作成する。さらに各モデル地域の事例から、各タイプの観光地が、稼げる国際的観光地としての整備発展に必要な方策、解決すべき課題や対策を帰納的に導き出し、マスタープランの策定手法及び導出した解決すべき課題や対策についてモデル地域以外の同類型観光地への展開を図る。

第9節 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

広域観光周遊ルートの世界水準への改善に向け、全国11地域における広域観光周遊ルート形成計画について、それぞれにおけるモデルコースを中心に、地域の観光資源を生かした滞在コンテンツの充実等の取組を支援する。

1 広域観光周遊ルートに対する専門家チーム（パラシュートチーム）の派遣

広域観光周遊ルートに対して専門家を派遣し、地域で気づかれていなかった魅力・課題に対して助言を行い、訪日外国人旅行者の地方誘客を促進させる。

2 テーマ別観光ルートの選定

個人旅行者の需要・関心の多様化等を踏まえつつ、街道、社寺、酒蔵、エコロジー等のテーマ別観光に取り組む地域をテーマごとにネットワーク化し、共同プロモーション等の取組を通じた情報発信力強化による地方誘客促進を目指す。

3 国、地方、民間等が連携した新たな協議会の設置

観光振興を図ろうとする地域において、道路に係る様々なニーズや課題に対し、国、地方、民間

等が連携した協議会等を活用し、道案内の充実等地域固有の魅力の更なる向上策を展開する。

4 都市周遊ミニルートの選定

【再掲】第Ⅳ部第1章第4節1(2)

5 観光地における渋滞対策の強化

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。

6 広域産業観光事業の実施

日本貿易振興機構(JETRO)において、地域産業を観光資源として捉え、体験・見学を通じて日本のものづくりに触れられる「広域産業観光事業」を実施することで、広域観光周遊ルートのモデルづくりを推進する。実施にあたり、日本政府観光局(JNTO)、地方公共団体、業界団体等とも連携し、海外から影響力のあるインフルエンサー、メディア、業界関係者等の招へい等を通じて、産業と観光のプロモーションを実施する。

7 観光地魅力創造の推進

地域の旅行消費額の向上に寄与するため、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、農業体験等、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを生かした観光地域づくりの取組を支援する。

8 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の設置・運営

各地方ブロックにおいて、関係省庁の地方支分部局をメンバーに加えた「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催し、観光ビジョン掲載施策の取組を具体的に推進するとともに、地域における観光行政のワンストップ窓口として、各地域の取組や課題に関する情報共有や施策の調整を行い、省庁横断的な取組により迅速な課題解決を図る。

第10節 「観光立国ショーケース」の形成の推進

釧路市・金沢市・長崎市における「観光立国ショーケース実施計画」に対して、関係省庁が連携を取りつつ、優先的に支援を行うとともに、必要となる規制改革について、速やかに対応を進める。

第11節 東北の観光復興

1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県の外国人宿泊者数を2020年(平成32年)に150万人泊(2015年(平成27年)の3倍)とするため、海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、観光資源の磨き上げ、受入環境整備等について、PDCAサイクルを明確化し、より効果的に取り組むとともに、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。

2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北観光の拠点となる仙台市及び仙台空港を含む周辺エリア「復興観光拠点都市圏」において、DMOを中核として地域が連携して取り組む滞在プログラムの充実や受入環境整備等、重点的な支援を実施する。

3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象として、海外の著名人が東北地域を体験する様を撮影した映像を活用したプロモーションを行う等、観光地としての知名度向上を図るための情報発信を日本政府観光局(JNTO)において強力に行う。また、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信する等、東北の観光魅力を発信するためのプロモーションを戦略的に実施する。

4 「東北6県見るもの・食べもの・買い物100選」の発信

「東北6県見るもの・食べもの・買い物・100選」を観光庁や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトにおいて国内外に向け発信するとともに、東北の観光情報を発信するようなイベント等において、関係機関と連携して強力に発信する。

5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

樹氷等の雪を生かしたコンテンツや地域の食文化・伝統工芸体験等、体験・滞在プログラムの造成等、東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組及び広域に連携した取組等について、「東北観光復興対策交付金」により重点的に支援する。

6 ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げるとともに、先進的な取組を行っているホストタウンの事例を収集し、他のホストタウン等への情報提供を図っていく。

7 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA等に対するファミトリップの実施により東北への教育旅行の再興を促進するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかける。

「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う、海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施や磨き上げを図る取組等を支援する。

8 仙台空港のLCC拠点化の促進

東北地方へのアクセス充実に向けてLCC等による新規就航や増便、チャーター便運航を促進するため、日本政府観光局(JNTO)において、航空会社と連携した共同広告、メディア招請、旅行会社招請等のプロモーションを強化する。

9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、トレイルマップの作成、管理運営体制の構築等を行う。また、三陸復興国立公園において公園施設の整備を行う等、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する「里山・里海フィールドミュージアム事業」を実施する。

10 新たな復興ビジネスモデルの支援

「観光先進地・東北」を目指し、東北の多様な産業から事業者の参画を図る取組または東北の交通アクセスの不利を補う取組に重点を置きつつ、外国人交流人口の拡大につながる11の新たなビジネスモデルの立ち上げに、官民連携して取り組む。

第1節 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

1 通訳案内士

第193回通常国会に提出した「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」による、業務独占規制廃止後の通訳案内士の質の維持・向上策として、定期的な研修受講の義務化を導入し、研修内容の充実化を図る。また、通訳案内士試験についても内容の見直しを進め、より現場の実態やニーズに即したものとする。

地方公共団体研修を修了した者が地域限定で有償ガイドを行えるとしている構造改革特区の特例措置について、第193回通常国会に提出した「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」において全国展開する。

2 ランドオペレーター

ランドオペレーターについて、第193回通常国会に提出した「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」において登録制度を導入し、管理者の選任や書面の交付義務等を課すことで、ランドオペレーターの業務の適正化を図る。

3 宿泊業

(1) 生産性向上

2016年(平成28年)12月に設置した「観光産業革新検討会」において、宿泊業の生産性向上を含む観光産業の課題に関する検討を進め、2017年(平成29年)7月を目処に結論をとりまとめる。また、同とりまとめも踏まえて、ICTの活用や地域の宿泊施設の連携、泊食分離の促進等による宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進等、宿泊施設の生産性向上の支援策を検討する。

(2) 多様な宿泊サービスの提供促進

a) 「民泊サービスのあり方に関する検討会」における検討

第193回通常国会に提出した「住宅宿泊事業法案」において、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、観光旅客の来訪・滞在促進を図る。

b) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

民間資金の呼び水機能を有する株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)等による観光関連ファンドを最大限活用し、観光地(温泉街等)の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。

c) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。

d) 民間による宿泊施設の評価制度の導入

「観光産業革新検討会」において、宿泊施設が提供するサービスと旅行者のニーズのマッチン

グによって旅行者の満足度向上を図るため、旅行者の多様なニーズを分析するとともに、民間による宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報表示のあり方について検討を行う。

4 旅行業

第193回通常国会で提出した「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」において、地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設や1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁等の措置を講じることと併せ、地域の観光実態等を踏まえて地域限定旅行業の業務範囲の見直し等の必要な措置を講ずる。

国家戦略特区においては、旅行業務取扱管理者試験の簡素化等に係る関係制度の改正を行い、農家民宿等意欲のある宿泊事業者等が企画・提供する「着地型旅行商品」の取扱いを拡大する。

5 観光地再生・活性化ファンド(仮称)

官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を2018年度(平成30年度)以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

6 通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

全国ガイド・地域ガイドの情報を一元管理したデータベースについて、その登録事務に関するガイドラインを整備し、地方公共団体による事務の統一化を進める。また、旅行会社等による当該データベースの利用について、利用可能となる旅行会社等の取扱いを定め、通訳ガイドの手配を促進する環境を整備する。

第2節 民泊サービスへの対応

1 民泊サービスのルールづくりに向けた検討

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)a

2 国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用促進を図る。

第3節 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

1 観光産業の担い手の3層構造による育成

(1) 観光経営を担う人材育成

観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階(MBAを含む)に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムを引き続き開発していくとともに、海外の高等教育機関との連携協定の締結や単位互換、ダブルディグリープログラムの実施等も支援する。また、教育プログラムを認可後、広報啓蒙事業を通じて受講生募集や人材育成政策及び観光MBAに対する理解促進を図る。

(2) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けて、産学官によりカリキュラムポリシー等の策定促進のためのワーキンググループを立ち上げ、検討を行う。また、地域観光産業の課題解決に取り組むために、2016年度(平成28年度)まで行ってきた社会人向け教育プログラムを更にブラッシュアップし、複数の地域大学へ水平展開を図ることで学びの拠点を増やし、産学による自立的かつ持続的実施が可能となる仕組みづくりや観光分野を含めたサービス産業の経営に関する専門的な教育プログラムの共同開発に対して支援を行う。さらに、観光産業に対する就業意欲を高め優秀な人材を確保するために、インターンシップモデル事業による効果検証を行う。

実務人材については、今後も需要の増加が見込まれる観光産業において人材不足を解消するため、生産性の向上を図るとともに労働環境改善等を通じて良質な人材の確保に向けて取り組む。特に、観光産業を志望する学生向けインターンシップモデル事業の実施や働きたいシニア・女性等の幅広い人材の確保のほか、外国人材の活用に向けた環境整備に取り組む。

観光分野を含めた人材養成のニーズに対応するため、「学校教育法」を改正し、産業界と連携したカリキュラム開発や長期企業内実習、実務家教員の必置化により、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設する。

(3) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図るとともに、中長期的な人材育成について協議し教育内容の改変・充実につなげるため、専修学校と産業界・行政機関等を構成員とした機動的な産学連携体制の整備を行う。

2 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

「国家戦略特別区域法」を改正し、「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から上陸許可基準の代替措置の検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野を中心に、クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材を受け入れる。

第4節 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

1 旅館等に対する投資促進

(1) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

旅館、ホテル等宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援(Wi-Fi環境整備、多言語化対応等)に係る整備事業に要する経費の1/3(上限100万円)を支援を行い、訪日外国人旅行者にとって利用しやすくすることにより、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

(2) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)b

2 旅館等の空室の有効活用

全国主要都市圏5地域を対象として実施した空室情報提供強化事業で得られた結果をもとに、大都市圏における宿泊施設不足の解消に向けた効果的な空室情報の収集・利用者への発信方法の構築について当該地域の運輸局、地方公共団体と連携して検証を進める。また、他の地域においても当該事業の結果を地域の実情に即して活用できるよう、フィードバックを共有する。

3 宿泊産業事業者の人材育成

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節1(1)(2)(3)

4 多様なニーズへの対応

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)d

5 宿泊施設整備の促進

(1) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)c

(2) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して、地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を実施する。

不動産証券化手法の活用による古民家等の再生を促進するため、「不動産特定共同事業法」の改正により小規模不動産特定共同事業制度の創設等を行うとともに、地方公共団体や地域金融機関等と連携し、地域の事業者に対する普及・啓発を進める。

6 海外宿泊事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外の有望な観光関連企業(LCC、ホテル、ツアーオペレーター等)や既進出外資系企業に対して、市場情報や日本企業とのビジネス機会の提供、地方公共団体との協働による誘致活動の強化を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。

第5節 世界水準のDMOの形成・育成

1 「日本版DMO候補法人」に対する支援

日本版DMOの候補となり得る法人を登録し、登録法人に対して、関係省庁と連携して支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施するとともに、DMO間の連携促進や優良事例の横展開を図る。

2 世界水準のDMOの形成に向けた支援の実施

(1) 情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMOネット」について、ユーザーの意向も踏まえた機能強化を実施することにより、DMOの更なる業務効率化やDMO間の連携促進、また、DMOと、DMOをサポートし得る民間事業者等とのマッチングを図る。

全国各地のDMO等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きを活用する等して、DMOをはじめとした地域の観光関係者によるビッグデータの活用及びそれに基づく戦略策定等の

取組を促進する。

サービス産業の生産性向上に向け、市区町村単位で訪日外国人旅行者等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」について、特にサービス事業者の生産性向上を目指す地方公共団体や観光関連事業者等に対する周知を図る等、普及・活用を促進する。

(2) 人的支援

国内及び海外の事例を参考にして、DMO的手法で観光地経営をするための人材を育成する基礎・応用プログラムを策定し、民間において継続的に研修を実施できるよう環境整備を進める。

地域の課題となっている人材不足に迅速に対応するため、専門的な知識を有するマーケットター等の育成を図るとともに、2016年度(平成28年度)に構築した「DMO ネット」を活用し、育成した人材と地域とのマッチングを図る。

(3) 財政金融支援

a) 「地方創生推進交付金」による支援

「地方創生推進交付金」等を活用し、関係府省庁が連携して、組織の立ち上げ支援から、KPIの適切な設定やPDCAサイクルの確立等の自律的な運営を目指す取組まで、日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。

b) 官民ファンド等による支援

官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施する。

観光をはじめとした地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が各地で生まれつつある中、こうした取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、第193回通常国会に「地域未来投資促進法案(内閣提出第30号)」を提出し、予算、税制、金融、規制改革等、あらゆる政策資源を集中投入していく。

c) 政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

政府系金融機関(日本政策金融公庫や商工中金、日本政策投資銀行)によって、新たに観光産業を行うもの及び既存事業者に対する融資や成長資金供給等の支援を行う。具体的には、日本政策金融公庫や商工中金による創業や観光産業の生産性向上等を支援するための融資制度や、日本政策投資銀行等による日本版DMOの設立等のための資金・経営面での支援等を実施していく。

第6節 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

1 観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の安定的・継続的提供

(1) 政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

【再掲】第Ⅳ部第2章第5節2(3)c

(2) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)b

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) によるファンド組成終了後の支援体制の整備の検討
【再掲】第Ⅳ部第2章第1節5

第7節 次世代の観光立国実現のための財源の検討

昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。

検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

第8節 訪日プロモーションの戦略的高度化

1 オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの取組

(1) 欧米豪に対するプロモーション

欧米豪からの旅行者の訪問地域、訪問時期や訴求コンテンツの一層の多様化を図るため、プロモーション対象とするスノーリゾートの拡大、サイクリング、ハイキング、エコツアー等の情報発信強化と商品造成について積極的な働きかけを行うとともに、着地型商品についての情報発信を強化する。

また、日本政府観光局 (JNTO) において、欧州市場横断のプロモーションを実施することにより、訪日旅行のより一層の認知度向上を図る。

(2) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

日本政府観光局 (JNTO) において、欧米豪旅行者や海外富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むべく、世界的な広告会社やアドバイザーボードの知見を活用し、訪日旅行の魅力を表す統一的なメッセージやビジュアルを活用したグローバル・キャンペーンを展開する。

海外主要局等、欧米豪において影響力のあるメディアにおいて、日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を数多く発信する。また、海外の著名人に日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を体験してもらい、その映像を強力に発信する。加えて、有力雑誌等のメディアや旅行会社を日本各地に数多く招請する等により、日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を強力に発信する。

(3) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する支援体制強化

日本政府観光局 (JNTO) が、各地域にて開催するインバウンド関係者を対象としたセミナー等の機会を活用し、インバウンド誘致活動について各地域の地方公共団体等が直接的に相談できる機会を積極的に設けるとともに、地方支援を専任とする部署を設置する等、インバウンド誘致に取り組む地方公共団体・DMOとの連携体制を強化する。

(4) 海外市場におけるデスティネーション・キャンペーンの実施

地方誘客をより一層促進するため、受入環境整備やプロモーションを自ら積極的に行っている地域と連携して、2016年度 (平成28年度) に引き続き「東北」をデスティネーションとする集中的なプロモーションを展開する。

(5) オリパラを活用した訪日プロモーション

a) オリパラ等を契機とした魅力の発信

①ラグビーワールドカップを契機とした訪日プロモーション

ラグビーワールドカップ2019日本大会を契機とする訪日を促進すべく、欧米豪の旅行会社による、大会に関連した訪日旅行商品の造成の支援やメディア招請、一般消費者向けの情報発信等のプロモーションを強力に行う。

②文化プログラムの活用

文化庁及び日本政府観光局(JNTO)において文化プログラムを活用し、訪日外国人旅行者も参加できる文化プログラムについての情報発信を行うとともに、日本の各地域が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信する。

③メディア芸術に関する発信の強化

全国津々浦々で開催される文化プログラムを活用したイベントやメディア芸術分野の人材育成にも資する文化庁メディア芸術祭を通じ、日本の各地域が誇る歴史・文化、現代アート、マンガ・アニメーション等のメディア芸術等の魅力を国内外に発信する。

④オリパラに向けた観光促進策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日グローバル・キャンペーン等の施策を効果的に推進するための関係者協議体を設置し、オールジャパンでのインバウンドプロモーションを実施する。

⑤平昌大会に際しての日本の魅力発信

2018年(平成30年)2月に開催される平昌大会の機会を活用し、次回開催国として日本の観光魅力を強力に発信する。

⑥「Japan On-line Media Center」の充実強化

日本政府観光局(JNTO)が運営している、外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像・画像プラットフォーム「Japan On-line Media Center」について、映像・画像の充実強化を図る。

⑦ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

【再掲】第Ⅳ部第1章第11節6

⑧「オリパラアンバサダー」導入の検討

2018年度(平成30年度)を目途に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、訪日外国人旅行者等への道案内や、困っている障害者・高齢者等に自然に声をかけることができる意思を持つ人々が、全国で統一のマークを着用し、誰もが当たり前のようにこれらの行動を行う社会に変革するムーブメントを広げていく仕組みを創設すべく、2017年度(平成29年度)に幅広い関係者による協議会を立ち上げ、既存の取組や大会ボランティア、都市ボランティア等と連携する形で、制度の具体化を図る。

⑨「beyond2020プログラム」の推進

2020年(平成32年)以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを国と東京都が一体となって「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。「beyond2020プログラム」を通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、全ての人の当該文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。

2017年度(平成29年度)中に、関係府省庁や都道府県、政令指定都市等においても当該文化プログラムを認証できるような仕組みを整え、日本全国でのプログラムの展開を図る。

⑩日本映画の振興

日本の魅力あるロケ地での映画製作や欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、さらには中国をはじめとするアジアにおいて日本映画の開催等を通じ、日本映画の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。また、訪日外国人旅行者に対する多言語字幕による映画上映や所蔵作品のデジタル化による国内外への積極的配信、映画フィルムアーカイブの充実等を図り、観光にも資する我が国の映画文化振興のための拠点の機能を強化する。

b) スポーツツーリズムの推進

「スポーツ文化ツーリズム」を各地で定着させるため、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携して、スポーツと文化芸術を融合させた将来の新たな観光地域の魅力となるような取組を発掘するとともに、2017年度(平成29年度)においては、その取組をブラッシュアップさせる機会を拡大し、あわせて情報発信・プロモーションを強化することで、地域振興策を進めていく。

スポーツを観光資源としたツーリズム等に取り組む地域スポーツコミッションが行う、メガスポーツイベント期に向けたイベント・キャンプ誘致や、スポーツによるインバウンド誘客等、これからのスポーツ・観光トレンドを意識した提案について支援を行い、地域ならではの独自性や持続性のある取組の創出を図るとともに、活動地域の優良事例をウェブサイト等で広く発信する。

訪日旅行の目的となる、見るスポーツ・参加するスポーツについて、開催時期、場所等の詳細情報を日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトで周辺の観光情報と合わせて情報発信するとともに、Facebook等で発信する。

c) 日中韓三国による連携

今後の平昌や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、日中韓三国の観光当局が連携し、2016年度(平成28年度)に実施した米国・英国及びカナダに加え、ドイツ・フランスも対象国として、三国の現地事務所による「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを実施する。

2 大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、ラグビーワールドカップ2019日本大会(全国12会場で開催)やそのチームキャンプのほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催により、各地域に国内外からの誘客を図る。

3 欧米豪を中心とした訪日層の拡大

(1) 海外のオンライン旅行会社との連携強化

個人旅行者の旅行手配において利用率が高まっているオンライン旅行会社と連携して価格訴求力のあるキャンペーンを共同展開する等の取組について、実施する市場を増やす等、更なる強化を図る。

(2)「JAPAN WEEKEND」の実施

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構(JETRO)、日本政府観光局(JNTO)等は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽・マンガ・ファッション・日本食・地域資源等のクールジャパンとビジットジャパンのプロモーションを一体的に行う「JAPAN WEEKEND」を、アジア主要都市や欧米豪市場等で展開する。

(3)「ジャパニーズライフスタイル」の作成

現在の日本のライフスタイルを海外や在留外国人に発信する媒体「ジャパニーズライフスタイル」を日本貿易振興機構(JETRO)が作成し、日本の衣食住・余暇等に関わる情報、商品やサービス、企業の取組等の魅力、意外な発見等を伝える。それにより訪日外国人旅行者だけでなく、ビジネス客拡大を見込む。2018年度(平成30年度)以降の製作・情報発信に向け、2017年度(平成29年度)は製作方針、骨子等を取りまとめる。

4 日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

(1) 外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムの情報発信

2016年度(平成28年度)に作成した、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内の外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムを一覧・検索できるページへ、新たに開発されたプログラムを追加する。

(2) 地方における消費額拡大のためのプロモーション

日本政府観光局(JNTO)において、海外有力メディア及びブロガー等を招請し、日本各地でのショッピングや体験型観光の魅力外国人目線で情報発信してもらうことで、域内での消費額の拡大を図る。

5 新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

各国の訪日旅行のニーズや動向を踏まえた上で、各国の訪日旅行の閑散期及び日本側の閑散期である冬期の訪日旅行需要の底上げを図り、年間を通じた訪日需要を創出する。

6 スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

スポーツツーリズムに関わる国内外の消費者動向を調査し、マーケティング基盤となるデータを整備するとともに、スポーツツーリズムに関連する民間事業者と連携したプロモーションを行い、スポーツツーリズムの需要喚起・定着化を推進する。

7 日本政府観光局(JNTO)の機能強化

日本政府観光局(JNTO)において、市場調査の実施により各市場のニーズを把握する等調査分析力の強化を図る。

また、事務所ごとに関係機関、民間企業等との意見交換の場を形成し、連携を強化してオールジャパンでのインバウンドプロモーションを行う。

加えて、マーケティングやICTの専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化、デジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、国別戦略に基づいた現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開するとともに、事業の成果管理と施策への反映を徹底する。

8 現地の旅行代理店販売員の人材育成支援

日本政府観光局(JNTO)において、現地の旅行代理店の販売員の人材育成を支援するため、訪日旅行に関する知識を習得するためのE-learningの整備を行う。

第9節 インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

1 インターネットを活用した取組

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトの抜本的リニューアルにより、外国人の視点を取り入れたコンテンツを整備し、品質についても大幅な改善を図るとともに、ブロガーやSNSの更なる活用を推進する。また、スマホアプリの運用を開始し、訪日外国人旅行者が必要とする情報を一元的に発信する。

また、日本政府観光局(JNTO)において、ビッグデータを活用した訪日外国人旅行者の動態分析を行い、訪日プロモーション事業のPDCAサイクルに反映させるとともに、全国のインバウンド促進主体を支援する。

在外公館等において、現地メディアによる日本の地方の魅力を始めとする日本事情の配信や放映を、SNSで再発信することにより、より広い層に拡散する。また、本省SNSが発信した地方の魅力等に関するコンテンツのシェアも行う等、訪日につながる日本情報の露出度を高める。

2 欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとした旅行先としての日本のブランドイメージの確立

(1) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

【再掲】第IV部第2章第8節1(2)

(2) 富裕層向けの情報発信等の取組

訪日プロモーション事業において、欧米豪を中心とした富裕層に向けた以下の取組を実施する。

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、日本向けツアーの造成数の増加につなげる。また、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談・意見交換等ができる機会の拡大を図る。

富裕層の旅行需要の特性等を把握した上で、欧米豪において、主に富裕層をターゲットとした商品造成の支援をはじめ、継続的にプロモーションを展開することで、旅行目的地としての日本の認知度向上を図る。

3 在外公館や放送コンテンツ等の活用による日本の魅力の発信

(1) 在外公館等の活用による親日層の開拓

a) ジャパン・ハウス等の活用

「ジャパン・ハウス」において、関係省庁が連携し、日本の文化体験等に関する情報発信やイベント開催を行う。また、地方公共団体が、地場産業や地域経済の活性化を目的として経済交流や国際交流活動を行う際、「在外公館における地方の魅力発信プロジェクト」として在外公館施設の広い人脈を生かしたプロモーションを実施するとともに、「ジャパン・ハウス」も活用する。

b) 地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施

策や地場産品、観光資源等を紹介するセミナーを複数回開催し、また、駐日外交団が地方を訪問し、現地の文化を体験したり、産業等施設を視察するツアーを複数回実施する。

c) 地方の観光地としての魅力の発信

海外において、被災地を含む複数の地方公共団体と連携し、風評被害対策の発信に加えて、地域の観光・産業等の魅力を効果的に発信する。

d) 飯倉公館におけるレセプションの実施

飯倉公館を活用し、外務大臣が地方公共団体首長等と共催でレセプションを開催し、駐日外交団等に対する地方の魅力発信や、地方と外国とのネットワーキング構築を支援する。その際に、地方公共団体がブースを出展し、地場産品や観光資源等のPRを実施する。

e) 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館・国際交流基金(JF)による文化事業等を通じて、我が国の多様な魅力を発信することにより、諸外国の日本に対する興味・関心を高め、訪日需要を喚起する。

日本政府観光局(JNTO)と国際交流基金(JF)による本部事務所共用化を契機に、双方の事業機会や知的資産をさらに有機的に結びつけ、質の高い訪日旅行及び国際文化交流を促進する。

(2) 放送コンテンツの途上国等のテレビ局への提供

外務省がアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等日本の放送コンテンツを海外に無償で提供する際に、総務省、経済産業省及び観光庁と連携し、日本の各地域の魅力を合わせて発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

(3) 放送コンテンツ制作等による日本の魅力のPR

a) 放送コンテンツを通じた日本の地域の魅力の効果的発信

字幕・吹き替え等を付与するコンテンツの現地化やプロモーションに対する支援を実施することで、日本のコンテンツの海外展開を促進し、海外における日本ファンや訪日外国人旅行者等による国内外需要の創出・拡大を行う。

b) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)による出資により、日本コンテンツ専用チャンネルや日本コンテンツ放映枠を確保して、海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対して支援を行う。

c) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)による支援

「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。

d) NHKワールドTVによる発信

「放送法」の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送(NHKワールドTV)の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

e) 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトによる日本国内の魅力ある地域産品等の情報発信
「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用し、魅力ある地域産品の海外への販路開拓や対日投資を促進する。

f) 関係省庁連携による日本の各地域の魅力の発信

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

(4) 国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会は、国内観光情報サイト「全国観るなび」の多言語化(英語、中国語、韓国語)を図るため、2017年度(平成29年度)、英語サイトの実証実験を実施し、各観光地の魅力を広くPRしていく。

(5) 日本語教育の拡充による親日層の育成

国際交流基金(JF)による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与する。「日本語パートナーズ」派遣事業については、2016年度(平成28年度)よりASEAN10カ国に加えて台湾に派遣を開始し、359名を派遣した実績を踏まえ実施する。

(6) 海外日本庭園の再生

日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、海外において実施する修復のモデル事業を通じて支援体制を構築し、庭園修復の本格展開を図る「海外日本庭園の再生プロジェクト」を進める。

4 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト等で正確な情報を発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。

5 観光分野における多国間枠組みへの貢献

観光分野における国際機関等及び多国間枠組みへの貢献として、2017年(平成29年)に国連世界観光機関(UNWTO)との共催による「持続可能な観光」をテーマとする国際会議を日本で開催し、国内外の事例研究等を通じてUNWTO加盟国・地域の政策水準の向上を図る。

6 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

2017年(平成29年)にインドとの間で双方向交流拡大に向けたアクションプランをとりまとめるほか、同年2月にロシアとの間で締結した覚書に基づき、ロシア側と観光協力の具体化に向け協議を進める等、観光分野における二国間関係の更なる強化を図る。

7 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

アイヌ文化復興等の取組の要である「民族共生象徴空間」への年間目標来場者数を、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果等を見込んで100万人とし、海外に向けたアイヌ文化等の情報発信や空港等におけるアイヌ工芸品の展示の充実、先住民族シンポジウムの開催等PR活動等を強化するとともに、地元機運の醸成を図る。

8 外国メディア招へいや公益財団法人フォーリン・プレスセンター（FPCJ）も活用した情報発信

海外から招へいた外国メディア関係者の地方取材や、公益財団法人フォーリン・プレスセンター（FPCJ）を通じた情報発信の取組を更に充実させることにより、日本の魅力を発信し、海外からの誘客にも貢献する。

9 旅客船・フェリーの観光利用促進のための効果的な情報発信

旅客船・フェリーのターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を、訪日外国人旅行者にわかりやすいように多言語化するとともに、船上からの風光明媚な景色を楽しめる、宿泊機能がある等の、旅客船・フェリーの魅力を積極的に発信する。

第10節 MICE 誘致の促進

1 MICE 誘致促進に向けた支援体制の構築

(1) 「MICE 推進関係府省連絡会議」の設置

MICE 誘致・開催を政府横断的に支援するため、「MICE 推進関係府省連絡会議」において、政府横断的に支援する MICE 案件についての支援策をまとめた「関係府省 MICE 支援アクションプラン」（仮称）を2017年度（平成29年度）中に策定し、具体的な取組の検討を進める。

(2) ユニークベニューの利用促進

「MICE 推進関係府省連絡会議」等を活用し、関係省庁間で連携して、国内の公的施設のユニークベニューとしての開放・活用に向けた方策を検討する。

国内のユニークベニューを利活用したレセプション等の開催にあたってのノウハウ・課題解決事例を収集し、ガイドラインの策定・提供やセミナーの開催等を通じて、施設管理者や主催者、コンベンションビューロー等の関係者に情報共有を行う。あわせて、ユニークベニューの意義やメリット等も啓発し、施設のユニークベニューとしての利用促進を図る。

(3) 会議施設等の整備に対する支援

グローバル企業のビジネス活動を支える「国際競争力強化施設」の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援を活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。

(4) MICE の経済波及効果の調査

MICE の重要性を幅広い層に訴求する観点から、MICE 主催者や参加者に対しアンケート調査等によるデータの収集を行い、我が国で初めてとなる、MICE 全体を対象とした経済波及効果の調査を行う。

(5) インセンティブ旅行の誘致促進

日本政府観光局 (JNTO) はインセンティブ旅行に関する情報を集約した多言語ポータルサイトや大規模なグローバル・ブランド・キャンペーン等を通じ、インセンティブ旅行のデスティネーションとしての日本の優位性・メリットを訴求する。また、海外からのインセンティブ旅行のベストプラクティスについて、表彰を行い国内外での周知を図る。

(6) 国内外のステークホルダーへの働きかけ

日本のMICE開催地としての認知度向上を図るため、海外MICE見本市への出展、日本政府観光局 (JNTO) ウェブサイトやMICE専門誌への掲載等あらゆる機会を利用して、新たに日本のMICE統一ブランドを活用した大規模なグローバル・ブランド・キャンペーンを展開する。

(7) 日本政府観光局 (JNTO) によるグローバル・ネットワークの構築

国際的に有力なMICE主催者との関係を構築し、MICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを上げる観点から、日本政府観光局 (JNTO) は、世界各国のPCO(会議運営会社)が加盟する国際組織IAPCO(国際PCO協会)が東京で開催する年次総会等、MICEの国際団体が主催するイベントや商談会等へ参加する機会等を有効に活用し、グローバル・ネットワークの構築・強化を図る。

(8) コンベンションビューローの機能高度化支援

都市におけるMICE誘致活動の司令塔であるコンベンションビューローの機能高度化のため、海外コンサルの視点・ノウハウを活用したMICE商品の開発やステークホルダーの連携強化等を通じ、コンベンションビューローのプロジェクトマネジメント力を強化する。これにより、都市のMICE誘致・開催力をグローバルレベルに引き上げる。

(9) 大学関係者等MICE主催者の掘り起こし

日本政府観光局 (JNTO) は、各地方公共団体のコンベンションビューローと連携し、大学教員・研究者等国際会議主催者及び大学・学協会事務局を対象とするセミナー等を実施し、国際会議誘致・開催の重要性の普及・啓発を行うとともに、MICE誘致アンバサダープログラムの改善を図ることにより、大学教員・研究者等が国際会議の誘致・開催に取り組みやすくするための支援を行う。

(10) 国内で開催されるイベントに関する情報提供

日本国内で開催されるイベントに積極的に訪日外国人旅行者を呼び込み、インバウンド効果を最大限に実現させるため、イベントに対する情報提供を実施する。また、日本政府観光局 (JNTO) ウェブサイトの刷新に伴い、外国人にもわかりやすいイベント情報の発信に取り組む。

(11) 産業観光プログラムの充実

観光庁・日本政府観光局 (JNTO) が中心となって行うMICE誘致を支援すべく、日本貿易振興機構 (JETRO) は地域の生産現場の見学、企業関係者との意見交換会、ファムトリップ等の産業観光プログラムの充実を図り、MICE誘致による地域経済活性化に貢献する。また、外国企業等による国内でのインセンティブ旅行を促進するため、海外ビジネスリーダーの招へいを行う等、関連する取組を実施する。

(12) 日本学術会議と日本政府観光局 (JNTO) の協力体制の構築

日本学術会議と日本政府観光局 (JNTO) の連携を強化し、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催を促進するための協力体制を構築する。

(13) MICE 専門人材の育成

MICE分野において国際的に通用する専門人材を育成するため、日本政府観光局 (JNTO) は都市の司令塔となるコンベンションビューロー等に対し、従来の初級レベルに加え、中上級レベルも対象とした誘致活動のスキル等の提供による人材育成に取り組む。

(14) 日本政府観光局 (JNTO) のマーケティング機能の強化

日本政府観光局 (JNTO) は、海外の専門家によるノウハウを活用し、我が国の各誘致主体がマーケティング戦略の高度化のために必要となる MICE 市場動向等の情報収集・分析を行い、マーケティング機能を強化する。また、コンベンションビューロー等に対しコンサルティングを行うための体制を整える。

(15) MICE 国際競争力の強化

MICE の誘致・開催で主体的役割を果たす地方公共団体・コンベンションビューローの人的・資金的資源の強化、支援ツール整備等の誘致体制・取組の強化に向けて、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の誘致体制のあり方について国として提言をまとめ、その内容に沿って取組を行う。

第11節 IRに係る法制上の措置の検討

2016年(平成28年)末にIR推進法²⁷が成立したことを受け、国会での審議や衆参両院内閣委員会の附帯決議を踏まえ、国民の理解を得つつ、夏頃の大枠とりまとめを目指して検討を進める。

IRについては、家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現する。また、シンガポールのような大規模な民間投資により大きな経済効果・雇用創出効果を創出し、IRからの送客で全国に経済効果をもたらす。さらに、カジノ収益の幅広い公益目的への還元、世界最高水準のカジノ規制の導入、それを的確に執行するための体制の整備、依存症等の様々な懸念への万全の対策を行う。これらを通じ、クリーンなカジノを含む魅力ある「日本型IR」を創り上げる。

第12節 ビザの戦略的緩和

訪日プロモーション事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5カ国(中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア)を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。

²⁷ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(平成28年法律第115号)

第13節 訪日教育旅行の活性化

1 地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進

観光庁は文部科学省と連携し、訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに関する先進的取組及びノウハウを収集し、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトでの発信等を通じ、地域の観光部局や教育部局等の関係者に共有を図る。

また、地域の観光部局と教育部局の役割分担について、共通理解の醸成を図るよう、セミナー等で発信すること等により、周知徹底を行う。

2 海外と地域をつなげる一元的な相談窓口の設置

日本政府観光局(JNTO)が訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口となり、日本各地の教育旅行関係者等とのネットワークを充実させることで、学校交流等のマッチング等機会の増大を図る。

3 訪日教育旅行に対する理解の促進

日本政府観光局(JNTO)への一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。また、日本政府観光局(JNTO)は、台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、海外の学校関係者等を対象としてセミナーを開催する。さらに、日本語を学習する若年層が参加する海外のイベントにおいて、訪日教育旅行のPRを実施するとともに、海外のニーズを把握し、受入側学校との調整において配慮すべき事項や具体的な事例紹介等について積極的に情報発信する。

4 訪日教育旅行の地方への誘致

台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、訪日教育旅行を取り扱う旅行会社等を対象として、日本各地域への招請事業等を実施する等、東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開するとともに、新たに中国市場において直接学生に向けたプロモーションを展開する。

第14節 観光教育の充実

1 観光・旅に関する教育の充実に向けた取組

学校教育において、子どもたちが地元や日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を喚起することができる教材・事例集等を作成し、取組に理解を示す地方公共団体等の関係機関との連携を図り、より具体的な普及方法を検討する。

高等学校の必修科目として「地理総合」を設置する等の中央教育審議会答申(2016年(平成28年)12月)を踏まえ、2017年度(平成29年度)中に高等学校学習指導要領を改訂すべく必要な検討を行う。

2 若者世代の旅行需要喚起

地域の旅行消費額の向上に寄与するため、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、地域における着地型旅行商品作りに若者を参画させる取組を支援することにより、若者世代の興味・関心を喚起させる新規性のある魅力的な商品の造成を促す。

3 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

(1)「若旅★授業」の全国展開

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を首都圏のみならず地方でも実施できるよう、各地方運輸局、各関係団体等と連携し授業の全国展開を図るための環境整備を進めるとともに、授業前後での学生の意識の変化を調査して、当該授業の効果を検証することで、更なる発展に向けた検討を行う。

(2)「道の駅」における大学連携

地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターシップの場として活用する大学連携の取組を拡大していく。

第15節 若者のアウトバウンド活性化

1 旅行費用軽減をはじめとする若年層の海外旅行促進

民間有識者・関係省庁等からなる「アウトバウンド活性化に関する検討会」を立ち上げ、日本旅行業協会にアウトバウンド促進を目的に関係者の参画のもと設立した「アウトバウンド促進協議会」と協調し、若者のアウトバウンド活性化に向けた具体的な方策を検討する。その検討結果も踏まえ、若者割引等のサービスの開発・普及等、若者層の海外旅行を促進するために効果的な取組を推進する。

2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅳ部第2章第9節5

3 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅳ部第2章第9節6

すべての旅行者が、ストレスなく 快適に観光を満喫できる環境に

第1節 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

1 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施する。

(1) バイオカートの導入

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を事前に取得するバイオカードを2017年度(平成29年度)既に成田空港をはじめとする12空港に導入したので、これらの空港における実施状況や未導入空港の状況を踏まえ、対象空港の拡大の必要性について検討する。

(2) プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス(事前確認)の2018年度(平成30年度)以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

(3) 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラステイド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする制度を2016年(平成28年)中に導入しているところ、導入後の運用状況を検証しつつ、対象者の更なる拡大を目指す。その際、航空機の乗員についても自動化ゲートの対象とするべく所要の検討を行う。

(4) 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、2017年度(平成29年度)中に一部の空港で先行導入を行い、2018年度(平成30年度)以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

(5) 個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討

我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

(6) 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港・関西空港で実施した入国諸手続に要する時間の計測・公開の実証実験結果を踏まえ、両空港において導入に向けた準備を進める。

2 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、先進的なボディスキャナーについては、全国の主要空港への導入を当初計画より1年前倒し、ラグビーワールドカップ2019日本大会までの整備完了を目指し、2017年度(平成29年度)は那覇、鹿児島等8空港に導入する。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、その他の先進的な保安検査機器の導入推進を図ることとし、2017年度(平成29年度)は、高性能な爆発物等自動検知機器の羽田空港等への新たな導入を進める。

3 出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

4 ファーストレーンの整備促進

国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を図るため、2015年度(平成27年度)にファーストレーン設置が実現した成田空港・関西空港の運用状況を見ながら、対象範囲の拡大等利用者の利便性改善に努めるとともに、羽田空港をはじめとする国内の他の主要空港における早期導入の検討を進める。

5 乗客予約記録の分析・活用の高度化

増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・入国管理局において、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録(PNR: Passenger Name Record)を電子的に取得し、分析・活用しており、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。また、税関においては、新たに出国旅客についても乗客予約記録(PNR)の報告を求めること等により、より一層効率的かつ効果的な検査の実施を推進する。

第2節 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

1 ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進

(1) 宿泊施設の整備の促進

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)c

【再掲】第IV部第2章第4節5(2)

(2) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について引き続き支援する。

容積率緩和制度も活用し、民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

2 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

2017年(平成29年)の都市公園法の改正により、公募設置管理制度を創設するとともに、活用促進を行い、地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進する。

3 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。

4 会議施設等の整備や統一的な案内サイン、バリアフリー化等の整備への重点支援

(1) 会議施設等の整備に対する支援

【再掲】第Ⅳ部第2章第10節1(3)

(2) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者、都市開発事業者等からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

5 日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の推進

日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京等の成り立ちや都市開発の変遷、また未来図を一元的に体感できる場の創設に向けて、シティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の検討を引き続き進める。

6 道路空間と観光の連携の推進

道路空間の再編による歩道の拡幅等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。

第3節 キャッシュレス環境の飛躍的改善

1 海外発行カード対応ATMの設置促進

3メガバンクの海外発行カード対応ATM(2020年(平成32年)までに全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3千台)する方針)について、2018年(平成30年)中にその大半を設置するよう要請しており、2017年(平成29年)3月末時点で853台が設置された。引き続き、3メガバンクに対し着実な取組を促すとともに、適宜、取組状況をフォローアップする。また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行う等の戦略的な取組を促す。

地方銀行にも、3メガバンクと同様にATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地へのATMの設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局(JNTO)ホームページや海外ガイドブック等で提供する。

2 クレジットカード決済対応等の取組

(1) クレジットカード決済端末の普及支援

2020年(平成32年)までに、訪日外国人旅行者が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。特に決済端末の普及水準が低いエリア・業種に対して、決済端末の普及に向けて働きかける。

(2) 「おもてなしプラットフォーム」の構築

訪日外国人旅行者の属性情報・行動履歴等を事業者間で活用することを可能にする「おもてなしプラットフォーム」を構築し、様々な事業者が訪日外国人旅行者から提供される情報を活用した高度で先進的なサービス、決済等を体験できる環境を整備し、当該の仕組みを2020年(平成32年)までに社会実装する。2017年度(平成29年度)においては、社会実装に向け必要となるデータプロファイル(共通語彙基盤)、プライバシーポリシー等共通ルールを策定するための実証に取り組み、全国様々な地域における新サービスの創出を促進する。

(3) クレジットカードに係るセキュリティ対策

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的とする「割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)」の成立を受け、2018年(平成30年)6月までの円滑な施行に向けて、政省令等の整備を進める。また、クレジットカード取引に係る事業者等で構成されているクレジット取引セキュリティ対策協議会において、2017年(平成29年)3月に改訂された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2017-」に基づく関係事業者等の取組を更に推進する。

第4節 通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

1 通信環境の飛躍的向上

(1) 主要な観光・防災拠点における無料Wi-Fi環境の整備

災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災拠点等におけるWi-Fi環境について、2019年度(平成31年度)までに約3万箇所の整備を推進する。

(2) 災害用統一SSIDの周知・広報

災害用統一SSIDの利用等による携帯キャリアWi-FiやエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、「大規模災害発生時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン」を改定するとともに、災害用統一SSID等の周知等を行う。

(3) シームレスなWi-Fi利用環境の実現

「無料公衆無線LAN整備促進協議会」等を活用し、既設を含む公衆無線LANアクセスポイントの有効利用推進や公衆無線LAN認証管理機構等の認証連携方式の普及拡大により、2018年(平成30年)までに20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスに公衆無線LAN接続できる認証連携の仕組みを構築するとともに、訪日外国人旅行者にわかりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」をウェブサイトやステッカー等の掲出物を通して普及・活用を図る。

(4) プリペイドSIMの販売促進等による通信環境全体の改善

2020年(平成32年)までのプリペイドSIM販売拠点の倍増に向け、引き続き、複数国からの国際便が乗り入れる空港や、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗においてSIM販売拠点の拡大に取り組むとともに、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトを活用して訪日外国人旅行者に対して最新の販売拠点の周知を図る。

鉄道駅やバスターミナル、観光案内所、観光拠点情報・交流施設、宿泊施設において情報の円滑な収集・発信ができるよう、訪日外国人旅行者が利用しやすいWi-Fi環境の整備の取組を進めるとともに、SIMカード・モバイルWi-Fiルーターのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。

(5) 新幹線トンネル内における携帯電話利用環境の整備

2020年(平成32年)までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」の事業数を拡充し、引き続き対策を強化する。

2 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

(1) 多言語音声翻訳システムの普及

世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進めるため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、実フィールドでの大規模な社会実証に活用するクラウド型翻訳サービスプラットフォームを開発する。また、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大に向けて、地方の商業施設や観光地等での実証実験を行う。

(2) IoTおもてなしクラウド事業の実施

交通系ICカードやスマートフォン、デジタルサイネージ等を活用し、訪日外国人旅行者に対して、個人の属性・言語等に応じた情報提供、支払手続の簡略化等を可能とする共通クラウド基盤(IoTおもてなしクラウド)の機能の高度化及びサービス提供事業者が共通クラウド基盤を簡易に利用するための仕組みを策定することにより、連携するサービス分野の拡大を図り、2020年(平成32年)までに社会実装を行う。

(3) 観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

観光分野におけるデータ利活用のモデルケース構築を目標に、地方公共団体、観光協会等の提供するオープンデータをG空間情報センター等の各種データと連携させてきめ細かな観光情報を提供する実証事業等を行う。

(4) IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

「IoTサービス創出支援事業」を通じ、観光客の周遊データを収集・分析して地方公共団体等に還元する等のIoTを活用した観光関連サービスの創出・展開の後押し等に取り組む。

(5) サービスの質の「見える化」の取組

サービス産業の活性化・生産性向上に向け、2016年(平成28年)8月に運用(1ランク)を開始した「おもてなし規格認証」の本格運用(4ランク)を2017年(平成29年)4月より行い、2020年(平成32年)までに30万社の認証取得を目指す。あわせて、同認証の国際標準化も目指す。

3 観光案内拠点の充実

訪日外国人旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局(JNTO)認定の外国人観光案内所を2017年度(平成29年度)中に1,000箇所程度とすることを目指し、宿泊施設等多様な業態へ制度の周知を行うとともに、案内所の整備を促進することで、訪日外国人旅行者に対する案内機能を強化する。また、観光拠点の魅力を発信し、地域との交流を図る観光拠点情報・交流施設の整備を促進する。

「道の駅」について、免税店や外国人案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。

4 観光地の公衆トイレの洋式化

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式化等を促進する。

5 ムスリム対応の強化

拡大するムスリム旅行市場からの誘客に向けたプロモーション、訪日ムスリム旅行者が安心して滞在できる国内の受入環境整備等を内容とするアクション・プランを新たに策定し、ムスリム対応を推進する。

6 訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

訪日外国人旅行者にわかりやすい地図の普及のため、地名等の英語表記ルール及び外国人向け地図記号の周知活用を促進するとともに、地図に記載される自然地名の英語表記リスト及びそれを反映したWEB地図(英語版)を作成し、公開する。

外国人サイクリストにも通行ルールをわかりやすく伝えるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ピクトグラムや矢羽根型路面標示の標準仕様を用いた自転車通行空間の整備を推進する等、自転車活用推進法に基づき、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

7 「道の駅」の通信環境等の整備

ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設及びWi-Fiの整備を促進する。

8 受入環境向上に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望について、調査項目や手法の改善を図り、対面調査やSNS等を活用して調査・検証し、現状把握及び具体的な解決策を検討する。

9 ICTを活用したスマートシティの推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第8節9

10 地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

地域の公共及び民間の保有する観光情報のデータを利活用し、観光客が地域の生きた情報を基に自らのニーズにマッチした観光地を発見できる観光クラウドシステムを導入する。

第5節 多言語対応による情報発信

サービスの質を見える化する「おもてなし規格認証」の普及やITツール、ソフトウェア等の導入支援により、中小企業者による訪日外国人旅行者へのサービス充実・利便性の向上、会計処理業務の効率化等を通じた生産性向上を実現する。

第6節 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

1 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院等だけでなく、診療所やクリニックも含めた、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」(約900箇所)を更に充実させる。

医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年(平成32年)までに100箇所を整備する目標を前倒し、2017年度(平成29年度)中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。

その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。

2 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに訪日外国人旅行者受入れ医療機関にアクセスできるよう、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト、Safety tips、ガイドブック等を活用し、宿泊施設、観光案内所、地方公共団体等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。特に、提携医療機関等の医療機関情報が少ない観光案内所に対して日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト等の活用を積極的に働きかける。

3 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるように、訪日外国人旅行者向け通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた旅行保険等のPRを行い、加入への働きかけを行うとともに、地方公共団体等と連携し、医療機関の受入体制や多言語コールセンター等の実証実験を実施する。

第7節 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境

1 交番等における訪日外国人旅行者対応の強化

5都府県警察において外国語による対応が可能な警察職員を配置した外国語対応モデル交番の運用を既に行っているところ、引き続き、訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。

遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、我が国の警察制度・警察活動に関する情報を訪日外国人旅行者等が容易に入手できる環境の整備等に努める。

全都道府県警察において110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて通話を行う三

者通話システムを既に導入しているところ、引き続き、三者通話システムの活用を努める。

消防庁において、各消防本部が、外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応体制の整備を促進する。

2 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

救急搬送が必要な外国人傷病者等と救急隊が救急現場において、円滑なコミュニケーションができるよう開発した、多言語音声翻訳システム（VoiceTra）の全国の消防本部での活用状況を調査し、活用が進むよう改善を加えていくとともに、イラストや文字を指差すことで意思を伝えることが可能なコミュニケーションボード等の活用も促進することで、訪日外国人旅行者が安心して救急サービスが受けられる体制を構築する。

3 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

7言語版を作成した「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、各消防本部における活用と幅広い広報を推進する。

「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、熱中症の説明や予防法等発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、外国人等に対してウェブサイトやメディア等で熱中症等関連情報を順次発信する。また、「Safety tips」によりプッシュ型の熱中症の注意喚起を行う。

4 気象情報の外国語での提供

訪日外国人旅行者が、気象庁が発表する気象情報をウェブサイトやアプリ等を通じて取得し、安心・安全な移動や滞在を可能とするため、多言語情報配信のための環境整備を行うとともに、「気象ビジネス推進コンソーシアム」の取組を通じて、民間事業者等における利活用の拡大を図る。

5 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

観光・宿泊施設向けガイドラインや地方公共団体向け手引きを活用して2016年（平成28年）の熊本地震を踏まえて作成した災害時初動対応マニュアルの作成事業を各地域へ水平展開するとともに、訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、日本政府観光局（JNTO）のスマホアプリ等と連携して情報を発信することにより周知を強化する。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において、多言語による情報伝達の優れた事例、ICT関連技術等を全国の地方公共団体や企業に広報する機会を増やすとともに、防災や診療といった安全・安心分野での取組を推進する。

6 災害時の避難受入施設に関する体制強化

ホテル・旅館を災害時の避難受入施設として位置づけ、災害時に、宿泊施設の提供が迅速に行える体制の整備を図るため、日本旅館協会等と地方公共団体間の宿泊施設に関する協定の締結を促す。

7 感染症対策の着実な実施

新型インフルエンザ、SARS、エボラ、MERS等による発生国への経済面・観光面への甚大な影

響を教訓とし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭に、国家の危機管理の観点から、外国人旅行者が安心して訪日できる環境を整備するため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」で決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(2016年(平成28年)2月9日)の重点プロジェクトに掲げるBSL4施設(高度安全実験施設)を中核とした感染症研究拠点の形成をはじめとした感染症対策を着実に推進する。

8 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政推進交付金」の活用等により、都道府県及び政令市に設置されている消費生活センターのほか、各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制を強化する。また、国民生活センターにおける訪日外国人旅行者に対する消費生活相談の状況を踏まえ必要な体制の強化を行う。

9 外国人運転者にもわかりやすい道路標識の整備

英語を併記した規制標識「一時停止」等、国民と訪日外国人旅行者の双方にとってわかりやすい道路標識を、更新に合わせて順次整備する。

10 プッシュ型の洪水情報の配信の推進

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難に繋がるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について配信エリアの拡大を図る。

第8節 「地方創生回廊」の完備

1 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

(1) ジャパン・レールパスの日本到着後購入可能化に向けた実証実験の開始

2017年(平成29年)3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、訪日外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する。

(2) 観光地へのアクセス交通の充実等による地方への人の流れの創出

2016年度(平成28年度)の取組を踏まえつつ共通乗車船券等の造成と併せ、その販売に際しては旅行者のニーズに即した外国語による効果的な情報発信やプロモーションを行うほか、旅行者にとっても使いやすい地域公共交通の実現を促進し、観光地周辺での交通の充実を図る。

訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進するため、鉄道を利用し地方の魅力的な国立公園や広域観光周遊ルート上の観光資源を広く周遊できる企画乗車券の造成・販売の促進を図る。

新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等と調整する等により、日本政府観光局(JNTO)が実施している外国人観光案内所としての認定の新規取得、より上位の認定の取得、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。

多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人と物の流れや地域の活性化を促進するため、集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進・整備等により、交通モード間の接続(モーダルコネクト)の強化を図る。

(3) 道路利用者にわかりやすい道案内の実現

a) 高速道路ナンバリングの検討

訪日外国人旅行者をはじめ、全ての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」を2016年度(平成28年度)に導入した。これを踏まえ、路線番号を表示する道路案内標識の2020年(平成32年)概成に向け、全国の高速道路等において整備を推進する。また、地図会社やカーナビゲーションメーカー等様々な関係者の協力を得ながら、官民一体となって、高速道路ナンバリングの普及を推進する。

b) 道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実、観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を一層推進する。先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点については、点検の結果改善が必要とされた標識の改善完了に向け、整備を推進する。

道路案内標識と国土地理院が公表予定のWEB地図(英語版100万レベル)に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図る。また、道路案内標識と国土地理院が作成予定のWEB地図(英語版20万レベル)に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関との調整を実施する。

c) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう、標識の改善を推進する。

(4) 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

2016年(平成28年)4月より開始した、観光利用に特化した航路において旅客船事業の規制を弾力的に運用する「船旅活性化モデル地区」制度(2017年(平成29年)3月末までに13地区を指定)により、引き続き、新たな観光航路の定期運航化のための実証等を支援する。

過疎地域等における訪日外国人旅行者を始めとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、「国家戦略特別区域法」第16条の2の道路運送法の特例措置である自家用有償観光旅客等運送事業の活用を図る。

2 鉄道の観光資源としての魅力発信

日本政府観光局(JNTO)が2017年(平成29年)3月に立ち上げた全国の観光列車が持つ魅力を紹介するポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大や掲載内容の充実等により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

3 訪日外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

外国人レンタカー利用者の事故急増等の各地域の交通課題を踏まえ、レンタカーのビッグデータを活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供を実施する。

4 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの展開

高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で乗り降り自由な訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパス等の企画割引を展開する。

5 北海道におけるドライブツーリズム振興と消費拡大

北海道における地域間・季節間の旅行需要の偏在緩和に向けて、道内の関係団体の連携により、レンタカーを利用する外国人ドライブ観光客に地方部の観光情報や特典を提供することで地方部又は閑散期に誘導する社会実験を実施する。

6 「道の駅」を核とした地域振興

(1) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において地産地消の促進及び小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

(2) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物や、地域の特色を生かして開発された6次産業化商品の販売を促進する。

(3) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。

(4) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装の推進

「道の駅」等地域の拠点を核とした自動運転サービスの実証実験を2017年(平成29年)夏頃から開始する。

第9節 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

1 複数空港の一体運営の推進

地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道における複数空港の一体運営(コンセッション等)の実現に向け、2017年(平成29年)中にマーケットサウンディング等を実施し、着実に推進していく。

2 地方空港の着陸料軽減

「地方イン・地方アウト」の流れを創出するため、地元が高いレベルの誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」と認定した上で、関係省庁と連携して、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費等の支援を行い、新規就航・増便を促進する。また、増大する航空旅客を受け入れる際のボトルネック解消のため、CIQ施設の整備やボーディングブリッジの設置等への支援により受入環境の高度化を図る。

3 首都圏空港の容量拡大

首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、2020年(平成32年)までに両空港の空港処理能力をそれぞれ約4万回拡大するための取組を進める。特に、羽田空港については、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進めるとともに、引き続き説明会を開催する等、丁寧な情報提供を行う。拡大される約4万回の発着容量は、観光ビジョンで掲げた訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、我が国の国際競争力の強化に資する日本発の直行需要の高い路線に活用することを主眼とし、就航を希望する相手国政府との協議に向けた準備を進める。また、民間事業者と協力して、ターミナルビルの拡充に取り組む。さらに、成田空港について、第3滑走路の整備、夜間飛行制限の緩和等について、地元地方公共団体からの要望等を踏まえ、今後の対応について関係機関とともに速やかに検討を進め、更なる機能強化の実現に向けて取り組む。

4 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

羽田空港においては、2016年(平成28年)4月に発着枠の拡大等を行い、運航不成立が減少する等受入環境の改善が図られたところであるが、引き続き、駐機可能スポットの増設等を行うとともに、成田空港においても受入環境の改善に向けて関係者間で協議を進める。

5 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進

(1) 操縦士・整備士の養成・確保

増大する航空需要を支える我が国の操縦士の不足が深刻となっていることから、更なる訪日外国人旅行者数の増加等に対応するため、産官学の関係者で連携しつつ、操縦士自社養成の促進、民間操縦士養成機関の供給能力拡充、航空大学校の2018年度(平成30年度)からの養成規模拡大(72名→108名)に向けた取組や、ポータルサイト等の情報発信ツールの充実による航空を志望する若年者の裾野拡大等、操縦士・整備士の養成・確保のための対策を実施する。

(2) 空港における地上取扱業務実施体制の拡充支援

空港における地上取扱業務実施体制の拡充を支援するため、空港制限区域立入りに必要なランプパスの利便性を向上させる方策の具体化に向けて検討を進め、2017年度(平成29年度)早期にランプパスに係る関係通達の改正を行う。

(3) 出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

【再掲】第Ⅳ部第3章第1節3

(4) 地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便に係る規制緩和

更なる航空自由化の推進のため、チャーター便に係る規制のあり方を見直す。

(5) 新千歳空港の発着枠の拡大

北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関口である新千歳空港について、2016年度(平成28年度)の国際線航空便の乗入制限の緩和及び1時間当たりの発着枠の拡大を最大限活用し、国際航空便の受入拡大を着実に実施するとともに、エプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備等受入体制を強化する。

6 コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討

入国旅客の利便性の向上を図るため、平成29年度税制改正要望において認められた到着時免税店制度が活用されるよう関係者へ十分周知する。

7 新規誘致に係る日本政府観光局(JNTO)の協働プロモーション支援

訪日誘客支援空港として認定された空港等の地方空港や地方公共団体と連携しながら国際航空見本市へ参加し、商談への参加等を通して海外の航空会社に対し新規就航や増便を積極的に働きかける。

また、新規就航・増便を行うエアラインを対象に協議の上、販促支援等を行う。

8 LCCターミナル等の整備

関西空港においては、2016年度(平成28年度)に第1ターミナルの入国審査場の拡張や新たなLCC専用ターミナル(第2ターミナルビル(国際線))の整備(2017年(平成29年)1月28日供用開始)を実施したところであり、増大する訪日外国人旅行者の受入れに向け、その着実な運用を図る。

中部空港においては、LCCの新規就航等に対応するためのLCC専用旅客ターミナルの整備(2019年度(平成31年度)供用開始予定)を実施する。

航空需要が急速に拡大する中、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港・那覇空港における滑走路増設事業及びターミナル地域再編事業、新石垣空港等その他の地方空港におけるエプロン拡張事業等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

9 高速バス・LCC等の利用促進

2017年(平成29年)1月に開設した訪日外国人旅行者等向け高速バス情報サイト「Japan Bus-Gateway」のPR等を実施し、訪日外国人旅行者が低廉な交通サービスとして高速バスを利用しやすい環境の整備を促進する。

10 海外LCC企業等の日本進出支援

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節6

11 首都圏空港アクセスの利便性向上

首都圏空港のアクセスについて、羽田空港においては、深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、停留所数の拡大、運行ルートの効率化、広報・PRの強化に取り組む等、深夜早朝時間帯のアクセス改善を図る。成田空港においては、空港アクセスに係る事業者横断的な課題等を「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」で引き続き検討・協議し、空港アクセスの更なる利便性向上に向け、サービスの改善・拡充の取組を進める。

国家戦略特区内の空港を発着するアクセスバスについては、柔軟な運賃及び運航計画の設定を可能とし、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る。

12 コンセッション方式等の活用の推進

インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。また、公共施設にコンセッション方式を活用することにより、観光資源の開発や利用者の満足度向上を図り、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を視野

に入れた取組を推進する。

13 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

航空交通量の増加に対応し、安全かつ効率的な航空機の運航を実現するため、国内の管制空域の抜本的再編(上下分離)を段階的に実施することにより、管制取扱可能機数を2025年(平成37年)時点で現状より20万機多い200万機とすることを可能とする。

第10節 クルーズ船受入の更なる拡充

1 世界的なクルーズ市場の実現に向けた取組

2016年(平成28年)の訪日クルーズ旅客数は199万人、我が国港湾への寄港回数は2,017回となり、いずれも過去最高を記録した。引き続き、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、以下の取組を推進する。

(1) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・栈橋等の整備を推進する。また、寄港可能な港湾を探しているクルーズ船社と、当該クルーズ船社が運航するクルーズ船を受入可能な港湾との「マッチング」サービスを国(国土交通省港湾局)が提供する等の取組によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進する。さらに、クルーズ船の受入れにあたり、移動式ボーディングブリッジや貨物搬送用機器等の設置を支援することにより、クルーズ旅客の利便性、安全性を確保し、円滑な受入れを推進する。

(2) 世界に誇る国際クルーズの拠点形成

クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・栈橋等の整備を推進する。また、民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を、無利子貸付制度で支援することにより促進するとともに、第193回通常国会に提出した「港湾法の一部を改正する法律案」により、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用等を認める新たな仕組みを創設し、官民連携による国際クルーズ拠点を形成する。

(3) 国内クルーズ周遊ルートの開拓及びラグジュアリークルーズ商品の造成の促進

国内クルーズ船事業に関係する業界等の間で、事業の実情・課題や要望等について情報共有し、意見交換等を行うことを通じて、観光資源としての海の魅力の再発見につながる新しいコンセプトのクルーズ船の就航への支援に向けた検討等を行う。

(4) クルーズ旅客による地域産品の消費拡大・クルーズ船の受入環境の向上

クルーズ船受入れのためのガイドライン(案)を、各港において適用し、その適用事例の中からベストプラクティスについて「全国クルーズ活性化会議」で共有する。また、旅客船ターミナルにおける多言語化等のユニバーサルデザインへの対応、港湾管理者が指定する港湾協力団体によるクルーズ船歓迎イベントや清掃活動等により、更なるクルーズ船の受入環境の向上を推進する。なお、クルーズ船歓迎イベントについては、寄港回数が急増する中でも受入側の負担にならないよう留意

しつつ乗客の満足度を向上させる方策について「全国クルーズ活性化会議」の場を活用して検討する。また、「みなとオアシス」を活用し、訪日クルーズ旅客の受入れを強化し、クルーズ旅客に対し地域産品の提供ならびに港の賑わいを創出する。

(5) 寄港地の全国展開に向けたプロモーション

クルーズ船の寄港地を全国津々浦々に広めるため、これまで寄港実績の少ない港湾を中心として「全国クルーズ活性化会議」との連携のもと、外国クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を実施するとともに、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトについて、掲載港湾数を増加させる等の更なる充実を図り、港湾と観光が一体となったプロモーションを展開する。

フライ&クルーズによるASEANからの訪日外国人旅行者の増加を図るため、日本政府観光局(JNTO)とも連携し、ASEAN諸国(マレーシア等)において、現地旅行会社を対象としたセミナーを通じて日本発着クルーズ商品のプロモーションを行う。

2 地域密着型のクルーズ観光振興

地域の旅行消費額の向上に寄与するため、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、クルーズ船による訪日外国人旅行者を対象に、地域の観光施設や地元商店街等への訪問を盛り込んだ地域密着型の旅行商品の造成を支援する。

第11節 公共交通利用環境の革新

1 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

(1) 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化

全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、既に海外インターネット予約が可能な北海道新幹線、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線に加え、東海道山陽新幹線については、2017年(平成29年)夏までの開始を目指す。さらに、九州新幹線での早期導入に向け、関係鉄道事業者との調整を進める。

2017年(平成29年)1月に開設した訪日外国人旅行者等向け高速バス情報サイト「Japan Bus-Gateway」のPR等を実施し、訪日外国人旅行者が低廉な交通サービスとして高速バスを利用しやすい環境の整備を促進する。

(2) 全国の公共交通機関を網羅した経路検索に係る協議

交通事業者とコンテンツプロバイダ等の情報利用者との間で簡単に情報の受渡が可能となる手法について、関係者間で協議し、経路検索に必要な情報の整備を促進する。

(3) 都市交通ナンバリングの充実

2016年度(平成28年度)に東京23区内の整備が完了した鉄道駅のナンバリングについて、他地域への展開を図るとともに、訪日外国人旅行者向けのガイドブックや情報ポータルサイトにおいて、ナンバリングが広く掲載されるように取り組む。

訪日外国人旅行者にも路線バスを利用しやすくするため、大都市バス路線におけるアルファベット・数字表記等のナンバリングの実施に向け、引き続き関係団体や実施を検討している事業者との調整を進めるとともに、現状の系統番号の設定方法等を調査し、実施に当たっての課題等を抽出す

る。

(4) 世界水準のタクシーサービスの充実

a) スマホアプリによる配車等の導入促進

多言語対応のスマホアプリを活用した、配車時に運賃が確定するサービスや効率的で割安な運送を可能とする相乗りサービスを実施することにより、訪日外国人旅行者等にとって利用しやすいタクシーサービスを実現する。

b) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に空港アクセスバス(リフト付きバス等)やUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。

c) プライベートリムジンの導入に向けた検討

訪日外国人旅行者等をターゲットにした「プライベートリムジン」の全国展開に向け、認定基準策定のための調査等を実施する。

2 手ぶら観光の推進

手ぶら観光カウンターは2016年度(平成28年度)末に163箇所で開催されており、手ぶら観光ネットワークの更なる充実化に向け、カウンターの設置を促進するとともに、国土交通省・日本政府観光局(JNTO)が連携し、ホームページやSNS等を活用した手ぶら観光の情報発信を行い、訪日外国人旅行者への啓発を図る。2020年(平成32年)までの国際手ぶら観光サービスの実現に向け、円滑な関税の収受方法や事業者間連携による配送料金の低減化に資する方法の検討を進める。

3 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

相互利用可能な交通系ICカードが利用できない都道府県を2020年度(平成32年度)までにゼロとするため、2015年度(平成27年度)に実施した「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」のとりまとめにおいて、交通系ICカードの普及方策の一つとして示された「片利用共通接続システム」の構築に向けた取組を進める。また、交通系ICカードが未導入地域における説明会等により、地域における導入気運を高める等、地域での取組の後押しを行う。

4 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

(1) 貸切バス事業者の営業区域の弾力化措置に係る検討

増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、制度の恒久化について検討を行う。

(2) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた徹底的な再発防止策の検討・実施

2016年(平成28年)1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実施可能なものから速やかに実施するとともに、フォローアップを行う。

(3) 貸切バスによる路上混雑の解消

貸切バスによる路上混雑の解消を図るため、地方公共団体、事業者等と連携して、地域の実情に

即して、貸切バスに関する実証実験を実施、マナー啓発等路上混雑緩和のための施策を実施するとともに、貸切バスが利用可能な駐車場情報を積極的に発信する。

5 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、観光地までの移動円滑化等を図るため、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語表示の充実等を図る。

第12節 休暇改革

2015年(平成27年)の年次有給休暇取得率は48.7%であるが、2020年(平成32年)までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

1 働き方・休み方改革の推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする、「労働基準法等の一部を改正する法律案」の早期成立を図る。

10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を拡充し行う。

新たに2つの地域を加え、5地域において、引き続き、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

2 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、2018年度(平成30年度)から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進する。

また、家族が宿泊する際に人数にかかわらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。

さらに、学校休業日の柔軟な設定に合わせた年次有給休暇取得を産業界に強く働きかけるとともに、地域における休み方改革を促進する。

国家公務員について、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得を促進する。

3 「海の日」を活用した観光需要拡大

「海の日」を始めとした国民の祝日について、祝日三連休制度を生かした観光需要の拡大を図るため、祝日の意義について国民の理解を深めるべく周知強化を図るとともに、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」等の場において、地域独自の休日に関する取組状況を確認し、好事例を共有する等、日本各地への祝日に関係する旅行商品が充実するよう、官民一体となって取り組む。また、休暇の取得しやすい社会となるよう関係省庁と連携して取り組む。

第13節 オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

1 「ユニバーサルデザイン2020」のとりまとめ

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込み、消費を活性化する。このため、障害者団体等との議論を重ね、2017年（平成29年）2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の一連の施策を実行する。これらの施策の実行性担保のために、障害当事者等が過半を占めるユニバーサルデザイン2020評価会議を開催し、実施状況を確認し、翌年度の取組にその意見を反映させる。

2 ユニバーサルデザインの街づくり

(1) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

2017年度（平成29年度）には、バリアフリー法を含む関係諸制度の検討を行うとともに、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正等を通じて全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインの街づくりを推進する。

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を提示するとともに、地方公共団体の積極的なバリアフリー化の取組を支援するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会場と周辺の駅を結ぶ道路について、国、東京都、関係市区が連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までにバリアフリー化を進める重点整備区間として、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

また、交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。加えて、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のバリアフリー化を重点支援する。

(3) 道路案内標識改善の推進

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県道路標識適正化委員会において、各都県内を対象に策定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、オリンピック・パラリンピック施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。

(4) 移動等円滑化基準等の改正の検討

インバウンド4,000万人時代に対応して、バリアフリー法に基づく交通施設の義務化基準等（移動等円滑化基準・ガイドライン）を2017年度（平成29年度）中に改正する。

(5) 多機能トイレの正しい利用の推進

多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成し配布する等のキャンペーンを実施するとともに、「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー改善に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。

(6) 観光地のバリアフリー評価指標の普及

2017年度(平成29年度)において、2015年度(平成27年度)に作成した観光地のバリアフリー評価指標の普及を図るため、評価者(地方公共団体・観光協会の職員、地元の障害当事者等)が当該評価指標に沿って評価を行う際の考え方・方法を身につけるためのマニュアルを作成する。

(7) 鉄道におけるバリアフリー化の推進

利用時の待ち時間の縮減等、鉄道における車椅子利用環境の改善に向けて、2017年(平成29年)3月に立ち上げた検討会において障害者団体、鉄道事業者等の関係者との意見の調整を進める。

アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅について、同年3月に国際パラリンピック委員会(IPC)が承認した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

(8) 自動車におけるバリアフリー化の推進

a) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

【再掲】第IV部第3章第11節1(4)b

b) 図柄入りナンバープレート制度の活用

図柄入りナンバープレートの寄付金を活用したUD(ユニバーサルデザイン)タクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るため、2017年(平成29年)10月頃に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートを交付するとともに、寄付金の募集を開始する。

(9) 空港におけるバリアフリー化の推進

国土交通省航空局が定める空港のバリアフリーに関するガイドラインの改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。

3 「心のバリアフリー」

学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、2017年度(平成29年度)には観光・交通分野の事業者による統一的な接遇対応のマニュアル等を策定する。また、前述の通り、訪日外国人旅行者等への道案内や、困っている障害者・高齢者等に自然に声をかけることができる意思を持つ人々が全国で統一のマークを着用し、誰もが当たり前のようにこれらの行動を行う社会に変革するムーブメントを広げていく仕組みの創設に向け、協議会を立ち上げ、検討を行う。

2018年度(平成30年度)を目途に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、訪日外国人旅行者等への道案内や障害者・高齢者等にサポートを行いたい人々等が、全国で統一のマークを着用し、サポートの輪を広げていく仕組みを創設すべく、2017年度(平成29年度)に幅広い関係者による協議会を立ち上げ、既存の取組や大会ボランティア、都市ボランティア等と連携する形で、制度の具体化を図る。

学校における心のバリアフリー教育を実現するために、2016年度(平成28年度)に作成した学校用副教材・教師用解説書の内容の充実を図るとともに、国土交通省と文部科学省が連携し、全国の中学校への配布・活用を図る。

ユニバーサルツーリズムの促進により、国内外の高齢者や障がい者、乳幼児連れ家族等も安心して旅行できる環境を整備するため、引き続き、地域においてバリア及びバリアフリー情報の収集・発信や移動支援・相談対応等を行う「バリアフリー旅行相談窓口」の開設や活動強化を支援する。また、2017年度(平成29年度)はバリアフリー旅行相談窓口における情報発信のあり方についての検討も行う。

「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」及び「汎用性のある研修プログラム」等を踏まえ、同年度中に検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け接遇ガイドラインを作成する。また、交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修材料となるようにする等の充実を図る。

4 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

ユニバーサル社会の構築に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を当面の目標とし、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境づくりを推進する。

5 障害者の芸術・文化活動支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムの一環として、障害者の芸術文化活動を推進し、国内外の障害者が創作した優れた作品の紹介等を通じて日本の魅力を高める。